



千葉市成年後見支援センターの取組みについて

千葉市成年後見支援センター 所長 根岸 淳一

成年後見制度は、平成12年4月に介護保険と時を同じくして施行されましたが、高齢化が進展しているにもかかわらず、なかなか普及していないのが実態です。

こうしたことから、千葉市社会福祉協議会では、千葉市からの委託を受け、平成22年4月1日から千葉市成年後見支援センターの運営を開始し、制度の普及啓発や各種の相談対応、市民後見人の育成などを総合的に行うこととなりました。

運営開始から1年が経過しましたので、本センターの取組みについてご紹介させていただきます。

1 主な業務内容

(1) 成年後見制度の普及・啓発

制度の普及・啓発は、制度の利用促進を図り、判断能力が十分でない方々の権利を擁護する上で最も重要であることから、講習会の開催や出前講座などさまざまな取組みを行っています。

① 講習会の開催

平成22年度は、千葉県社会福祉協議会、リーガルサポート千葉県支部などとの共催により実施しましたが、平成23年度は、本センター単独で開催することとしています。

○講習会の概要

日 時 平成23年1月30日(日)・31日(月)
9:50～16:30
※31日は13:00～16:00
会 場 千葉市蘇我勤労市民プラザ
4階 多目的ホール
参加者 一般市民、行政・福祉関係職員
延べ355人
内 容 「法定後見制度の概要について」
他

② 出前講座

市民などからの要請を受けて、勉強会などへ講師の派遣を行っています。土日や夜間などに關係なく、市内であればどこでも伺っています。

○出前講座の実績（22年度）20件

③ パンフ・チラシの配布、回覧

平成22年度は、開設初年度ということもあり、制度や本センターの紹介を行うパンフレットを作成し、市の福祉部署や公民館、図書館などに配架をお願いしました。

また、金融機関を利用する中で成年後見制度という言葉を耳にする方が多いことから、市内に本店がある金融機関には本店を通じて各支店へ、本店のない場合は各支店をつぶさに回り、行員へのパンフレットの回覧をお願いしました。この

金融機関回りにより、2行3支店から出前講座の依頼をいただくことにも繋がりました。

更に、制度の活用例やセンターの案内などを記したチラシを作成し、自治会を通じて全戸回覧を行い、以後、相談件数の増加傾向に結びついていきました。

平成23年度は、ポスターを作成して、対象となる方が多く利用する医療機関や公共機関などに掲示をお願いすることとしています。

④ その他

このほか、千葉市の広報誌「ちば市政だより」や地域新聞にも本センターの紹介記事を掲載してもらったり、NHK-FMの番組にも電話インタビューという形でPRを行いました。

(2) 各種相談への対応

本センターは、成年後見制度に関して気軽に相談できる窓口として設置されています

す。相談に係る費用は、法律相談も含め、一切無料としています。

相談の件数は、制度普及のバロメーターと考えていますので、今後も相談が増えていくよう努めていくこととしています。

① 一般相談

成年後見制度の基本的な内容や制度の活用方法などのさまざまな相談、更には家庭裁判所へ提出する申立書の作成に関する指導も行っており、ご依頼があれば、同裁判所での申立て時の面接にも本センターの職員が同席しています。

一般相談に関する平成22年度の実績は、上半期は月平均30件程度でしたが、下半期には40～50件くらいとなり、3月には70件にも達しました。

② 法律相談

千葉県弁護士会にご協力をいただきて、毎月第1・第3木曜日の午後、予約制により法律相談に応じております。



法律相談に関する平成22年度の実績は、月平均1~2件程度でした。

(3) 市民後見人の育成

平成22年度は、将来の後見人の需要に的確に対応できるよう、社会貢献に意欲を持つ市民の方に後見業務を担っていただくことを目的に、市民後見人養成研修（基礎編）を実施しました。

平成23年度も基礎編の研修を実施とともに、平成22年度の研修を修了した方は応用研修（傾聴などのスキル習得型）や実務研修（日常生活自立支援事業の生活支援員としての業務）を経て、本会の名簿に登録し、法人後見支援員として後見業務に就いていただくこととしています。

○市民後見人養成研修（基礎編）の概要

期 間 平成23年1月22日(土)~3月12日
(土)の毎土曜日 計8日間

概ね10:00~17:00の間で実施

場 所 千葉市社会福祉研修センター

参加者 56人（千葉市在住の30歳から65歳までの方を対象に募集を行い、書類及び面接により選考された方）

内 容 制度の概要、福祉制度、対象者理解、福祉施設実習など19課程
44時間

講 師 筑波大学法科大学院長・新井誠先生をはじめ各方面の方々

(4) 法人後見の実施

本会は、平成18年度から法人後見業務に取り組んでおり、12件のケースを受任してきましたが、平成22年度末は9件となって

います。

これまで、日常生活自立支援事業の専門員3人が兼務していたため多くのケースを受任することが難しかったのですが、今後は、市民後見人養成研修を修了した市民後見人により法人後見を行っていくことから積極的に受任していくこととしています。

2 今後に向けて

平成22年度はさまざまな取組みを行ってきましたが、平成23年度以降も制度の普及・啓発を図るため、チラシの全戸回覧などPR効果の高い取組みを繰り返し実施していくこととしています。

市民後見人の育成及び法人後見の実施については、今後本センター業務の中心となっていくものと考えています。特に、千葉家庭裁判所管内における市民後見活動は、市民後見人を養成した機関が行う法人後見の支援員として認められていないため、一体的な仕組みと運用を考える必要があります。当面は、法人の一員としての支援の方法や報酬を含めた雇用形態などを確立する必要があります。また、研修を修了した方々のモチベーションの低下を避けるため、早くケースを担当できるよう、早急に受任件数を増やしていく必要があります。

その他課題はたくさんありますが、一つひとつを解決に結びつけ、判断能力が十分でない方でも安心した生活を送れるよう努めたいと考えています。